

別表第1（第3条、第4条、第9条、第13条関係）

① 介護・訓練支援用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
1	移動用リフト	・下肢又は体幹機能障がい2級以上（3歳以上に限る）	基準額 159,000円 介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの（天井走行型など、住宅改修を伴うものは除く）	4年
2	訓練いす	・下肢又は体幹機能障がい2級以上（3歳以上の児童に限る）	基準額 33,100円 原則、附属のテーブルをつける	5年
3	訓練用ベット	・下肢又は体幹機能障がい2級以上（3歳以上の児童に限る）	基準額 159,200円 腕、脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
4	体位変換器	・下肢又は体幹機能障がい2級以上（学齢児以上で、下着交換等で家族等他人の介助を要する者に限る）	基準額 15,000円 介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年
5	特殊寝台	・下肢又は体幹機能障がい2級以上	基準額 154,000円 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を持つ寝台	8年
6	特殊マット	・下肢又は体幹機能障がい1級 ・重度の知的障がい及び下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（3歳以上で、常時介護を要する者に限る）	基準額 19,600円 褥瘡の防止、失禁等による汚染、損耗を防止できる機能を持つマット	5年
7	特殊尿器	・下肢又は体幹機能障がい1級（学齢児以上で、常時介護を要する者に限る）	基準額 67,000円 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	5年
8	入浴担架	・下肢又は体幹機能障がい2級以上（3歳以上で、入浴時に家族等他人の介助を要する者に限る）	基準額 82,400円 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年

② 自立生活支援用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
9	入浴補助用具	・下肢又は体幹機能障がい者（3歳以上で、入浴時に家族等他人の介助を要する者に限る）	基準額 90,000円 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用できるもの（住宅改修を伴うものは除く）	8年
10	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則学齢児以上に限る）	基準額 便器 4,450円 手すり 5,400円（住宅改修を伴うものは除く）	8年
11	歩行補助つえ	・下肢や体幹・平衡機能障がいがあり、歩行能力の改善が見込まれる者	基準額 一本つえ（木材）2,200円 "（軽金属）3,000円	一本つえ 3年
12	移動・移乗支援用具	・平衡機能又は下肢、体幹機能障がい者（3歳以上で、家庭内の移動等に介助を必要とする者に限る）	基準額 60,000円 手すり、スロープなど（住宅改修を伴うものは除く）	8年

13	頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢、体幹、平衡機能障がい者</li> <li>・重度の知的障がいで、てんかんの発作等により、頻繁に転倒する者</li> </ul>	基準額 Aタイプ（スポンジ、革が主材料） 15,200円 Bタイプ（スポンジ、革、プラスチックが主材料） 36,750円 ※レディメイドの場合は価格の80%以内	3年
14	特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢機能障がい2級以上又は重度の知的障がいで、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（学齢児以上に限る）</li> </ul>	基準額 151,200円 足踏ペダルにて温水温風を出せるもの（住宅改修を伴うものは除く）	8年
15	火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい2級以上又は重度の知的障がいで、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 15,500円 室内の火災を煙や熱により感知し、音や光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年
16	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい2級以上又は重度の知的障がいで、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 28,700円 室内温度の異常上昇又は炎の接触で、自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るもの	8年
17	電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上又は重度の知的障がいで18歳以上の者（障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 41,000円	6年
18	歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上（学齢児以上に限る）</li> </ul>	基準額 7,000円 手元のスイッチ操作で押しボタンを押したと同様に操作でき、歩行時間が延長されるもの	10年
19	聴覚障がい者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい2級以上（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 87,400円 サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む	10年

### ③ 在宅療養等支援用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
20	透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・じん臓機能障がい3級以上（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）の透析療法を行う者に限る）</li> </ul>	基準額 51,500円 透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
21	酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保健における在宅酸素療法を行う者</li> </ul>	基準額 17,000円	10年
22	ネブサイザー（吸入器）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者で、必要と認められる者</li> </ul>	基準額 36,000円	5年
23	電気式たん吸引機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者で、必要と認められる者</li> </ul>	基準額 56,400円	5年
24	盲人用体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 9,000円 音声式のもの	5年
25	盲人用体重計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯に限る）</li> </ul>	基準額 18,000円 音声式のもの	5年

26	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	基準額 157,500円 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年
----	--------------------------	---------------	---	----

④ 情報・意思疎通支援用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
27	携帯用会話補助装置	・音声又は言語機能障がい者 ・肢体不自由者であって発声・発語に著しい障がいをもつ者(学齢児以上に限る)	基準額 98,800円 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を持つ機器	5年
28	情報・通信支援用具	・視覚又は上肢機能障がい2級以上 ・重度の知的障がい者(学齢児以上に限る)	基準額 50,000円 障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト	5年
29	点字ディスプレイ	・視覚障がいと聴覚障がいの重度重複障がい者で、必要と認められる者(原則、それぞれ2級以上に限る)	基準額 383,500円 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すもの	6年
30	点字器	・視覚障がい者	基準額 標準型A(真鍮製) 10,400円 標準型B(プラ製) 6,600円 携帯用A(アルミ製) 7,200円 携帯用B(プラ製) 1,650円	標準7年 携帯5年
31	点字タイプライター	・視覚障がい2級以上(就学、就労もしくは就学が見込まれる者に限る)	基準額 63,100円	5年
32	点字図書	・主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字により作成された図書で、年間6タイトル又は24巻までとする(月刊、週刊誌等の雑誌を除く)	—
33	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	・視覚障がい2級以上(学齢児以上に限る)	基準額 録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円 音声等により操作ボタンが知覚認識でき、DAISY方式による録音や記録された図書の再生が可能なもの	6年
34	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	・視覚障がい2級以上	基準額 99,800円 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもの	6年
35	視覚障がい者拡大読書器	・視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことができる者(学齢児以上に限る)	基準額 198,000円 画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出すもの	8年
36	盲人用時計	・視覚障がい2級以上	基準額 触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円 原則、手指の感覚に障がいがある等、触読式時計の使用が困難な場合は音声式を認める	10年

37	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション・緊急連絡用等の手段として必要と認められる者(学齢児以上に限る)	基準額 71,000円 一般の電話に接続でき、音声の代わりに、文字等により通信可能な機器	5年
38	聴覚障がい者用情報受信装置	・聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	基準額 88,900円 字幕・手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びに字幕・手話通訳の映像が合成したものを画面に出力する機能をし、かつ災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6年
39	人工喉頭	・喉頭摘出者(電動式は職業上又は教育上真に必要な者に限る)	基準額 笛式 5,000円 電動式 70,100円 笛式は、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの 電動式は、あご下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	笛 4年 電動 5年
40	障がい者用福祉電話	・難聴者又は外出困難な身体障がい者(2級以上)で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる者(所得税非課税世帯に属する者で、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)	基準額 83,300円(新規設置の場合のみ)	貸与
41	ファックス	・聴覚又は音声、言語障がい3級以上で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる者(所得税非課税世帯に属する者で、障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る)	基準額 7,700円	貸与

### ⑤ 排泄管理支援用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
42	ストマ用装置	・直腸又はぼうこう機能障がい者(ストマ増設者に限る)	基準額 蓄便袋 1ヶ月 9,288円 蓄尿袋 1ヶ月 12,204円 皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む	1回の申請で6か月分交付可
43	紙おむつ等	・高度の排便又は排尿機能障がい者 ・脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者	基準額 1ヶ月 12,000円	1回の申請で6か月分交付可
44	収尿器	・高度の排尿機能障がい者	基準額 男性用普通型 7,700円 男性用簡易型 5,700円 女性用普通型 8,500円 女性用簡易型 5,900円	1年

⑥ 居宅生活動作補助用具

No.	種目	対象者	基準額及び内容	耐用年数
45	居宅生活動作補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（移動機能に限る）障がい3級以上</li> <li>・特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい2級以上の者（学齢児以上に限る）</li> </ul>	基準額 200,000円 移動を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	住宅1棟につき1回